

生前の功により、正五位に叙せられ、勲二等旭日重光章を授与された。

(豊野頼久)

ねんどせつびとうしけいかく 年度設備投資計画 年度設備投資計画とは、その年度に国鉄が実施する投資計画の全ぼうである。個々の設備投資は単年度で完成するものもあるが、規模が大きい場合は2年度以上にわたることになる。個々の設備投資計画を当該年度にどのくらい実施するかが個々の工事のその年度の実施計画である。

国鉄は政府関係機関として国会の議決にかかる予算の拘束を受けるため、設備投資計画を実施するには予算の裏づけを必要とする。したがって年度設備投資計画の内容は、その年度の予算に盛られることになる。

設備投資は投資管理上、*本社計画工事・*本社承認工事および*支社計画工事に区分され、この区分に応じて設備投資計画の策定、決定、施行方法等に差違が設けられている。

年度設備投資計画は、その年度の投資計画の全ぼうであるので、本社計画工事・本社承認工事および支社計画工事のすべてを包含しており、その決定者は総裁である。国鉄のその年度の投資計画の全ぼうといっても、総裁が個々の工事の年度実施計画について決定するのは本社計画工事だけであり、本社承認工事および支社計画工事については、本社承認工事全体および支社計画工事全体の財源は、いくらくらいであるべきかという財

源計画を決定するにとどまる。

すなわち年度設備投資計画は、本社計画工事年度実施計画・本社承認工事財源計画および支社計画工事財源計画に、支社計画工事財源計画は、支社計画工事の分類である事項別工事の財源計画と一括工事の財源計画に区分される。

従来、車両・船舶および営業用自動車（以下「車両等」という。）の配属支社間の異動、すなわち転配属は設備投資という概念に入っていなかったが、昭和40年度から支社に対しては設備投資として概念することとなった。このため投資の分類である本社計画工事および支社計画工事の中に車両等の転配属が含まれている。

したがって年度設備投資計画の中の本社計画工事年度実施計画および支社計画工事財源計画の中には、車両等の転配属が含まれている。車両等の転配属は支社に対して設備投資と概念されるが、対外的には国鉄内部における配属支社の異動にすぎないので予算とは関係がない。

年度設備投資計画の決定のみならず、その改訂も総裁が行なうこととなっているが、さうな改訂は経理局長と工事主管部局長、営業局長、運転局長、工作局長、自動車局長または船舶局長とが工事の種別に応じて行なうこととなっている。

(高橋友輝)